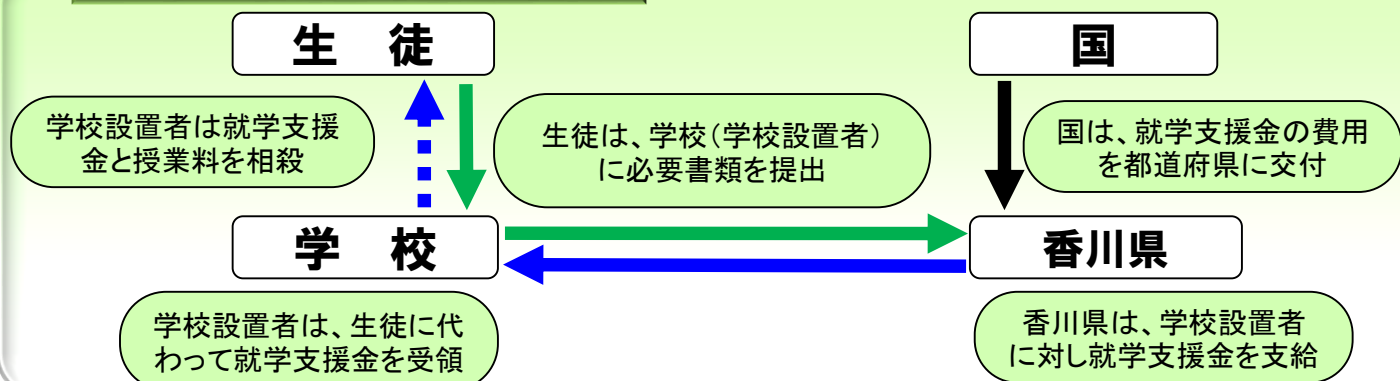


# 高等学校等就学支援金について

## 1. 高等学校等就学支援金制度とは

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みで、全国の約8割の生徒が利用しています。就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。なお、制度利用のためには、申請が必要です。**（※貸与型の奨学金ではありませんので、返済は不要です。）**

## 2. 就学支援金支給の流れ



## 3. 受給するために必要な手続

**※申請をしなければ支援を受けられず、授業料を納付する必要があります。**

### (1) 申請手続（入学時）

以下の①②を進学先の高校に提出してください。

- ①申請書（進学先の高校で配布されます。）
- ②保護者等の個人番号カード等の写し（進学先の高校で配布される専用台紙に貼付けて提出。）

※個人番号は、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給に関する事務に活用します。

※②は、原則、親権者（例：父母がいる場合、父と母の両方）全員分が必要です。

※②の提出が困難な場合は、進学先の高校の事務室まで連絡してください。

### (2) 受給資格の確認

以下の算定式（保護者等の合計分）により得た額が30万4200円未満の方が就学支援金の対象となります。学校設置者が個人番号を利用して額を算出するため、**申請する前に各自で額を確認する必要はありません。**

**【算定式】課税標準額（課税所得額）× 6% - 市町村民税の調整控除の額**

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

### (3) 所得確認手続（毎年6月～7月頃）

進学先の高校から手続に必要な書類を郵送します。提出期日までに進学先の高校に提出してください。なお、これにかかわらず、保護者等について変更があったときや収入の修正申告や税額の更正決定があった場合も手続が必要です。進学先の高校の事務室まで連絡してください。（次頁Q&AのQ6をあわせてご覧ください。）

**保護者等の異動があった場合は、直ちに進学先の高校の事務室に連絡してください。**

# Q&A

## 高等学校等就学支援金

### Q1. 所得確認の対象となる「保護者等」とはどのような人ですか。

保護者等とは原則、親権者です。親権者がいない場合には、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順になります。

### Q2. 支援の対象はどのような人ですか？

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、日本国内に住所を有する方が対象です。ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

・保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、30万4,200円以上の方

【算定式】課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方
- ・専攻科、別科の生徒や、科目履修生、聴講生

### Q3. 就学支援金は、誰が受け取るのですか？

学校設置者が、生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることとなります。生徒や保護者が直接受けとるものではありません。

### Q4. 就学支援金の対象になれば、学校に支払う費用は0円となるのですか？

授業料負担は実質0円となりますが、授業料とは別に各高校で徴収する費用があり、これについては就学支援金制度の対象ではないため、別途御負担いただく必要があります。各高校で徴収する費用については、進学先の高校の事務室へお問い合わせください。

### Q5. 申請時に手続を行えば、3年間（定時制・通信制は4年間）手続は不要になりますか。

毎年手続が必要です。毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されるのに伴い改めて受給資格の確認を行います。確認手続については、毎年6月頃、進学先の高校から郵送にて案内があります。

なお、入学年度には、手続は2回（入学時とその年度の7月頃）行っていただくことになります。

### Q6. 保護者等の異動（離婚、死別、再婚による養子縁組等）、収入の修正申告、税額の更正決定があった場合に手続はどうすればいいですか？

進学先の高校の事務室に直ちに連絡してください。収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書や市役所から発出される地方住民税額の変更がわかる通知等を受け取った日の翌日から15日以内に申請手続きが必要です。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。いずれの場合も必要な書類をお渡ししますので、まずは進学先の高校の事務室まで連絡してください。

## その他の支援制度について

○家計急変への支援（該当する場合は進学先の高校の事務室へお問い合わせください。）

●保護者等の疾病・負傷や自己の責めに帰すべき理由によらない離職など、やむを得ない理由により収入が激減した世帯に対し、就学支援金の支給要件を満たすことが確認されるまでの間、授業料の支援を行います。

○学び直しへの支援（該当する場合は進学先の高校の事務室へお問い合わせください。）

●高校等を中途退学した者が再び高校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も継続して授業料の支援を行います。